

京都市心身障害児福祉会館条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第75号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市心身障害児福祉会館の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市心身障害児福祉会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第75号

京都市心身障害児福祉会館条例の一部を改正する条例

京都市心身障害児福祉会館条例の一部を次のように改正する。

第9条を削る。

第8条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第4条第1項第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、「第9条の規定に基づき会館の管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項第1号中「第4条第1項第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第1項第4号」を「第5条第1項第4号」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「（利用制限）」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に、「または」を「又は」に改め、同条第1号中「かけ、または」を「掛け、又は」に、「かける」を「掛ける」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 会館の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 会館の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市心身障害児福祉会館（以下「会館」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に会館の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市心身障害児福祉会館条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の規定による承認の申請を行った者であって、この条例の施行の際承認又は不承認の処分を受けていないものは、この条例による改正後の京都市心身障害児福祉会館条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定による承認の申請を行った者とみなす。

4 この条例の施行の日前に改正前の条例第5条の規定による承認を受けた者は、改正後の条例第6条の規定による承認を受けた者とみなす。

（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）